# 仙台市耐震改修促進計画

【平成 20 年度~平成 27 年度】

平成 20 年 4 月

【平成 26 年 6 月一部改訂】

【平成 26 年 11 月一部改訂】

仙台市

1. 計画策定の目的等	1
(1) 計画策定の背景	1
(2)計画の目的	4
(3) 計画の位置づけ	4
2. 想定される地震被害	8
(1) 仙台市に被害をもたらした過去の地震	8
(2) 想定される地震の規模及び被害	9
3. 建築物耐震化の目標	11
(1)耐震化の現状	11
(2)耐震化の目標	17
4. 耐震診断及び耐震改修促進のための施策	21
(1) 耐震診断及び耐震改修促進の基本方針	21
(2)支援策の概要	21
(3)環境の整備	22
(4)総合的な安全対策	23
(5)地震時に通行を確保すべき道路に関する事項	25
5. 啓発及び知識の普及	27
(1)情報の提供	27
(2) 多様な主体による取組みの支援	28
6. 特定既存耐震不適格建築物耐震化の指導・助言等	29
7. その他の関連事項	
(1)関係団体との連携	30
(2) 被災建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制整備	30

# 資料編

- 1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 2. 関係法令
- 3. 事業・制度等一覧
- 4. 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

# 1

# 計画策定の目的等

# (1) 計画策定の背景

# ①仙台市における大規模地震の発生確率

昭和53年6月12日の宮城県沖地震は、仙台市を中心とする広域な地域に大きな被害を与えました。この海洋型地震は、政府の地震調査研究推進本部が陸寄りの海域を震源域として平均活動期間を37.1年と評価している「宮城県沖地震」の一つです。同本部は平成19年1月1日を算定基準日として、次の宮城県沖地震が発生する確率を公表しています。それによると、今後10年及び30年以内にそれぞれ60%程度、99%と極めて高い発生確率となっています。宮城県沖地震の発生の切迫性が指摘され、事前の地震対策が急務となってきております。

また、平成7年1月17日の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)は、神戸市を中心として極めて甚大な被害を引き起こし、大都市における直下型地震に対する対策の問題点が浮き彫りにされました。

仙台市に影響を及ぼす可能性のある活断層としては、長町-利府断層があります。同本部の公表によると、この断層帯の平均的な活動間隔は3千年以上であり、平成19年1月1日を算定基準日とする今後30年以内の発生確率は、1%以下となっています。

衣1 呂城県仲及い長町・利府倒暦市による地長の発生権学							
名称	長期評価で予想した地震規模		地震発生確率				
<b>石</b> 你	(マグニチュード)	10 年以内	30 年以内	50 年以内			
宮城県沖(単独)	7.5 前後	60%程度	99%				
宮城県沖(連動)	8.0 前後	00%任及	99%	_			
長町-利府断層帯	7.0~7.5 程度	_	1%以下	2%以下			

表1 宮城県沖及び長町-利府断層帯による地震の発生確率

※「宮城県沖(単独)」: 宮城県沖の陸寄りの海域を震源域として発生する大地震

※「宮城県沖(連動)」: 宮城県沖の陸寄り及び日本海溝寄りの震源域が連動して発生する大地震

資料:活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧

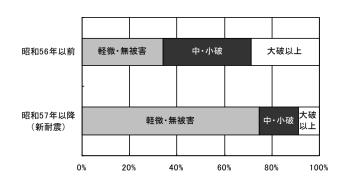
(平成19年1月10日 地震調査研究推進本部地震調査委員会)

#### ②住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。 このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が 住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒によるものでした。

このとき、新耐震基準\*1に適合していない、昭和56年以前に建てられた建築物が大き な被害を受けました(図1)。また、平成16年10月の新潟県中越地震についても同様な 傾向がみられました。

住宅・建築物の倒壊等は、死傷者の増加、延焼火災の拡大、救助・避難の遅れ等をも たらすため、被害軽減のためには住宅・建築物の耐震化が必要です。特に、新耐震基準 以前の建築物について、耐震性の向上が急務と考えられます。



阪神・淡路大震災における建築時期別の建築物被害 図 1

資料:阪神淡路大震災建築震災調査委員会報告書(平成7年)

#### ③計画策定の経緯

#### <頻発する大規模地震>

政府は甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災を教訓に、住宅・建築物の倒壊等の 被害から人命を守るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。 以下「耐震改修促進法」という。) を平成 7 年 10 月に制定していますが、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の能登半島地 震、そして同年 7 月の新潟県中越沖地震等大規模な地震が頻発し、住宅・建築物の倒壊 等の大被害が生じており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの 認識が広がっています。

#### <中央防災会議「地震防災戦略」の目標>

建築物の耐震改修について、政府の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急 対策方針」(平成17年9月)は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」 としています。また、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」(平成17年3月) は、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のため

<sup>※1【</sup>新耐震基準】

宮城県沖地震(昭和53年6月)等の経験から、昭和56年6月1日に建築基準法施行令の耐震基準を大幅に見 直したもので、この基準を「新耐震基準」という。

に、建築物の耐震改修を最も重要な課題とし、緊急かつ優先的に取り組むべきものとして位置づけています。

#### <耐震改修促進法の改正(平成18年1月改正施行)>

中央防災会議による「地震防災戦略」を踏まえ、政府は、平成 17 年 11 月に耐震改修 促進法を改正し、平成 18 年 1 月に基本的な方針を定め、住宅及び多数の者が利用する建 築物の耐震化率について、平成 27 年度末までに少なくとも 9 割とすることを目標として 設定しました。

#### [耐震改修促進法の改正の要点]

1	計画的な耐震化の 促進	国は基本方針を作成し、都道府県は耐震改修促進計画を作成
		道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施
	建築物に対する指 2 導等の強化	地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加(従来の指示等は、
2		百貨店、劇場等不特定多数利用の建築物が対象)
		地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
		倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令
3	古怪世界の世本	耐震改修計画の認定に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加
3	支援措置の拡充	耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

## <耐震改修促進法の改正(平成25年11月改正施行)>

建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、政府は地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなど、耐震化促進のための制度を強化するとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、耐震改修促進法を改正しました。

#### 〔耐震改修促進法の改正の要点〕

		大	式規模建築物等に係る耐震診断結果の報告の義務付け	報告期限								
			病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、									
			老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの	平成 27 年								
	   建築物の耐震化		火薬類、石油類その他危険物を、一定量以上貯蔵または処理してい	12月31日								
1	産業物の耐   最化   の促進のための		る大規模な貯蔵場等									
1	規制強化					都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築	地方公共団					
			物であって一定の高さ以上のもの	体の耐震改								
											N CO S C SESSION	修促進計画
			   都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	に記載され								
			即是用外侧 16亿 ) 3/1 6 ( ) 建规则 4 7 2 20 3 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	た期限								
	耐震改修の円滑	而	耐震改修計画の認定基準の緩和および容積率・建ぺい率の特例									
2	化のための新制	而	耐震性に係る表示制度の創設「基準適合認定建築物マーク」									
	度	×	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定									

## (2) 計画の目的

仙台市耐震改修促進計画(以下「本計画」という)は、「安全・安心な都市の実現」を 推進するため、新耐震基準導入以前に建築された建築物の地震に対する安全性の向上を 計画的に促進していくことを目的としています。

# (3)計画の位置づけ

#### ① 位置づけ

本計画は、本市域における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として、耐震改修促進法第6条第1項により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成25年国土交通省告示第1055号)」及び「宮城県耐震改修促進計画(平成26年3月改訂)」に基づき策定するものです。

また、「仙台市基本計画」、「仙台市地域防災計画」等を上位計画とし、「仙台市住生活 基本計画」等の関連計画との整合性をもって策定するものです。

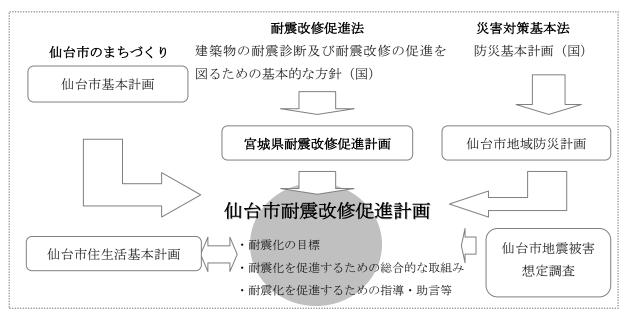


図2 仙台市耐震改修促進計画の位置づけ

#### ②計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度末までとします。なお、必要に応じて本計画を見直すものとします。

### ③対象建築物

市民は、自らが所有又は管理する建築物について、地震に対する安全性の確保に努める必要があります。

本計画は主として、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)において新耐震基準が施行された昭和 56 年 6 月 1 日よりも前の基準で建てられた建築物を対象とします。中でも、地震災害時における必要性や緊急性を踏まえ、表 2 の各建築物を優先的に耐震化を図るべきものとします。

次1						
区分	概要	備考				
住宅	戸建て住宅、共同住宅、長屋等を対 象とします。	賃貸住宅(共同住宅に限定)、寄宿舎、 下宿の用途に供するもので一定規模以 上のものは特定建築物にも該当しま す。				
民間 特定建築物 <sup>※</sup>	多数の者が利用する一定規模以上の 建築物等で、表 3 に示す民間の建築物 を対象とします。					
市有建築物	原則として、本市が所有する建築物で2階建て以上又は床面積が200㎡以上の非木造の建築物を対象とします。また、保育所や児童館等の多数の者が利用する福祉施設等の建築物については、木造も対象とします。	以下の建築物は対象外とします。 ・倉庫等の市民又は職員が日常的に利用しない建築物 ・仙台市が他の法人及び民間と区分所有する建築物(5棟)で仙台市単独で耐震化を進められない建築物 ・本市域内に存する国、県及び他市町村が所有し、所有者が計画的に耐震化を進める建築物				

表2 優先的に耐震化を図るべき建築物

# ※[特定建築物]

以下に掲げる建築物を「特定建築物」と定義します。

- ① 多数の者が利用する特定建築物
  - 学校、体育館、病院、劇場、百貨店等など、多数の者が利用する建築物で、政令で定める 規模以上のもの(表 3)
- ② 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物 火薬類、石油類等の危険物で政令で定める数量以上のものの貯蔵又は処理の用途に供する建 築物 (表 3)、(表 4)
- ③ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物 地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にする おそれがあるとして政令で定める建築物(表 3)、(図 5)

# 表3 特定建築物に該当する用途・規模要件

用 途	規模要件	指示対象要件*1	耐震診断義務付対象要件※2	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、	階数2以上かつ1,000 ㎡以上	階数2以上かつ1,500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上	
盲学校、聾学校若しくは養護学校	*屋内運動場の面積を含む	*屋内運動場の面積を含む	*屋内運動場の面積を含む	
上記以外の学校(高校、大学等)	階数3以上かつ1,000 m <sup>2</sup> 以上	_	_	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他こ				
れらに類する運動施設				
病院、診療所		THAT - D. I. A 2 D. I.	THAT - D. I. S 201 I	
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上	
集会場、公会堂				
展示場	THEN A DIT I A A A A A A A A A A A A A A A A A A			
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	_	_	
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営				
む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000 ㎡以上	
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限定)、寄宿舎、下宿				
事務所		_		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者				
福祉ホーム、その他これらに類するもの		『性業をDI [ み ~ 0 0 0 ~ 2 DI ]		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害	階数2以上かつ1,000 ㎡以上	階数2以上かつ2,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
者福祉センター、その他これらに類するもの				
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数2以上かつ750m2以上	階数2以上かつ1,500 m以上	
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダ		階数3以上かつ2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
ンスホール、その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これら				
に類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に	階数3以上かつ1,000 m <sup>2</sup> 以上	_	_	
供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発				
着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待				
合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停		階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上	
留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署、その他これに類す				
る公益上必要な建築物	まれた二十かんべつゆて料具		7世来 1 D. L.よっ E 000 2 D. L.	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する	表4に示す政令で定める数量 以上の危険物を貯蔵、処理す	500 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ5,000 ㎡以上 (敷地境界線から一定距離以	
建築物	以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	JUU III 以上	(敷地境界線から一足距離以   内に存する建築物に限る)	
地震によって倒壊した場合においてその敷地	'31上、い/圧米が		riに付する産業物に取る)	
に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑				
な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が	政令で定める高さを超える建	   左に同じ	_	
宮城県耐震改修促進計画に記載された道路	築物			
に接する建築物				
INA / W在本版	I .	I .	I .	

<sup>※1</sup> 耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

<sup>※2</sup> 耐震改修促進法附則第3条第1項に基づく義務

表 4 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物に該当する貯蔵物・数量要件

 危険物の種類	危険物の数量
①火薬類 (法律で規定)	
イー火薬	10 t
ロー爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
二 銃用雷管	500 万個
ホー信号雷管	50 万個
へ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5 万個
リー導爆線	500km
ヌー導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量 の欄に定める数量の 10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6	- 可燃性固体類 30 t
号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8	可燃性液体類 20m <sup>3</sup>
号に規定する可燃性液体類	引然性似件類 2011
<u>④マッチ</u>	300 マッチトン ※
⑤可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2万 m³
⑥圧縮ガス	20万 m³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する 毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又	毒物 20 t 劇薬 200 t
は気体のものに限る。)	

<sup>※</sup>マッチトンは、マッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で 7,200 個、約 120kg。

# 2

# 想定される地震被害

# (1) 仙台市に被害をもたらした過去の地震

本市は度重なる地震被害を受けており、特に昭和53年6月12日に発生した「1978年宮城県沖地震」では、現在の本市域(旧泉市・旧宮城町・旧秋保町の区域を含む。)で、死者16人、重軽傷者10,119人、住家の全半壊が4,385戸、部分壊が86,010戸という甚大な被害が生じました。また、平成17年8月16日に発生した宮城県沖の地震では、想定される宮城県沖地震では無かったものの、プールの天井落下等による負傷者47人、建物被害約300棟という被害を受けています。

これらの地震は、宮城県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震です。

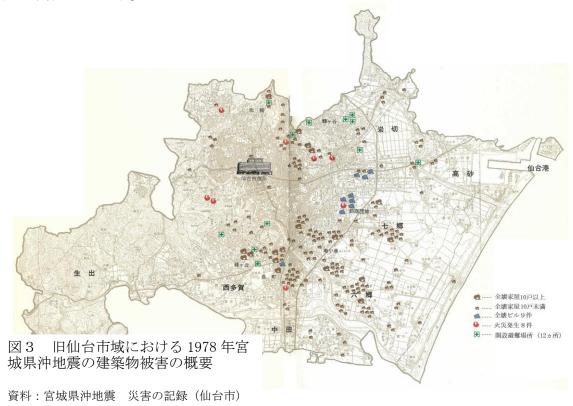


表 5 過去の宮城県沖地震の概要

発生年月日	前回の地震から の経過年数	地震の規模	地震の種類
寛政 5 (1793) 年 2月17日	_	M8.2 程度	連動
天保 6 (1835) 年 7月20日	42.4年	M7.3 程度	単独
文久元 (1861) 年 10 月 21 日	26.3年	M7.4程度	単独
明治30 (1897) 年2月20日	35.3年	M7. 4	単独
昭和11 (1936) 年11月3日	39.7年	M7. 4	単独
昭和53 (1978) 年6月12日	41.6年	M7. 4	単独

資料:宮城県地震の長期評価(平成12年地震調査研究推進本部地震調査委員会、平成15年一部変更)

# (2) 想定される地震の規模及び被害

#### ①想定地震

本市では、地震防災対策のための基礎資料を得ることを目的に、以下に示す3種類の 想定地震を設定し、地震・地盤に関する最新の調査結果や地震学や地震工学の最新の知 見に基づいて、平成14年度に「仙台市地震被害想定調査」を実施しています。

- ・宮城県沖地震・単独モデル (M7.5)
- ・宮城県沖地震・連動モデル (M7.9)
- ・長町 利府断層による地震 (M7.5)

### ②震度分布

想定される震度分布は、図4のとおりです。

#### ③建築物の被害

発生確率が高い宮城県沖地震・単独モデルの場合、木造建築物に関しては、本市全体として約1万2千棟が半壊以上の被害となるものと予測されます(被害率約5%程度)。また、半壊以上の被害率を行政区別にみると、青葉区や泉区が1~2%程度であるのに対して、沖積平野部の宮城野区で約10%、若林区で約15%と高くなっています。

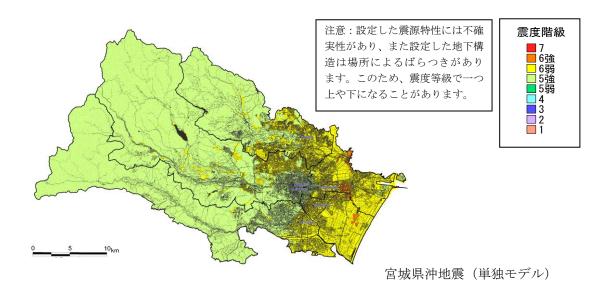
本市全体における木造建築物の被害の大きさ(半壊以上の被害棟数)を3つの想定地震で比較すると、宮城県沖地震・単独モデルを基準とした場合、宮城県沖地震・連動モデルでおおむねその2倍、長町-利府断層でおおむねその4倍という関係になっています。

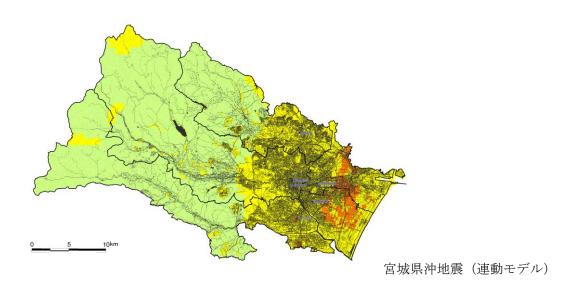
The choose with the control of the c									
想定地震	構造	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計		
宮城県沖・単独	木造	808	3, 887	4, 794	2, 294	915	12, 700		
	非木造	28	628	781	247	19	1, 707		
宮城県沖・連動	木造	2,650	5, 248	8, 703	6, 530	2, 641	25, 772		
	非木造	45	771	1,031	589	42	2, 482		
長町-利府断層による地震	木造	8, 211	8, 399	10, 757	11, 819	5, 414	44, 598		
	非木造	1, 467	1,515	1,633	1,625	849	7, 089		

表6 想定される地震による半壊以上の被害棟数の概要

※端数処理の関係で、区の合計は全市計の数値と必ずしも一致しません。

資料:平成14年度仙台市地震被害想定調查報告書





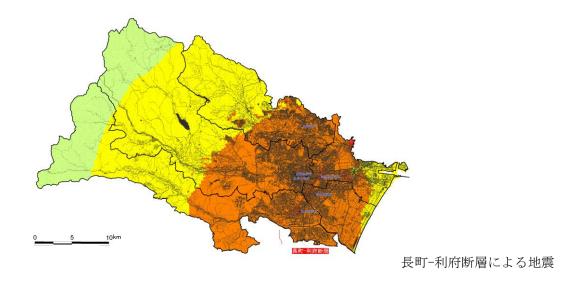


図4 想定地震による想定震度分布図

資料:平成14年度仙台市地震被害想定調査報告書

# 建築物耐震化の目標

# (1) 耐震化の現状

#### ①住宅の現状

<平成15年住宅・土地統計調査による現状推計>

本市の居住世帯のある住宅総数は約 424,800 戸であり、このうち昭和 56 年以前に建てられた住宅数は約 128,300 戸です。そのうち耐震性を有する住宅数は約 50,900 戸と推計されます。

昭和56年以前に建てられた住宅のうち、耐震改修を実施した住宅数は、約3,100戸となっています。

一方、昭和 57 年以降に建てられた住宅数は約 296,500 戸であり、平成 15 年における 住宅全体の耐震化率は、83%となっています。

		昭和 56			昭和 57 年	耐震化済み	
建て方	総数 (戸)	年 以 前 建築 (戸)	うち耐震 性を有す ス(三)()	うち耐震改修済み	以降建築 (戸) (c)	戸数 (戸) (a)+(b)+(c)	耐震化率 (%)
		(戸)	る (戸) (a)	(戸) (b)			
木造戸建	167, 800	72, 800	8, 700	2, 900	95, 000	106, 600	64%
共同住宅等	257, 000	55, 500	42, 200	200	201, 500	243, 900	95%
合 計	424, 800	128, 300	50, 900	3, 100	296, 500	350, 500	83%

表 7 住宅の耐震化の現状

- ※ 資料: 平成 15 年住宅・土地統計調査(平成 15 年 10 月 1 日実施)
- ※ 木造戸建=木造一戸建+防火木造一戸建
- ※ 共同住宅等=住宅総数-木造戸建
- ※ 住宅・土地統計調査では建築年次の統計が 5 年刻みのため、昭和  $56\sim60$  年のデータの 60 分の 5 を昭和 56 年以前に、60 分の 55 を昭和 57 年以降に振り分けた。また、建築年次不明分は構成比により按分した。
- ※ 昭和 56 年以前建築のうち耐震性を有する住宅数(a)は、国の示す全国の耐震適合率により木造住宅は12%、共同住宅等76%として推計した。
- ※ 昭和56年以前建築のうち耐震改修済みの住宅数(b)は、平成15年住宅・土地統計調査結果による。

#### <これまでの市の事業取組み実績>

戸建木造住宅については、平成14年度から実施している戸建木造住宅耐震診断士派遣事業(簡易診断)のほか、平成16年度には戸建木造住宅耐震改修計画支援事業(一般診断)と戸建木造住宅耐震改修工事助成事業を新設し、耐震化促進制度の充実を図っています。これらの制度による取組み実績数は、平成18年度までに簡易診断が2,080戸、一般診断が1,670戸、改修工事が515戸となっています。

木造共同住宅については、平成15年度から木造共同住宅耐震診断士派遣事業により、 平成18年度までに76棟(436戸)の簡易診断を実施しています。 分譲マンションについては、分譲マンション耐震予備診断事業により、昭和 56 年以前に建てられた約 230 棟のうち 113 棟(5,539 戸)の予備診断を実施しています。

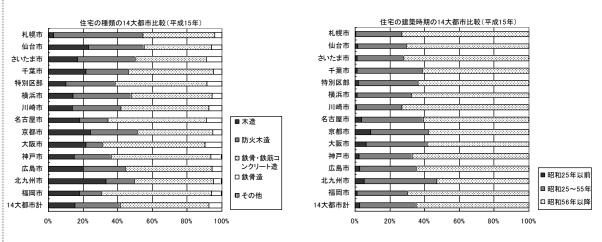
表8 住宅の耐震診断・耐震改修事業の実績(平成19年3月末現在)

事業名		平成	平成	平成	平成	平成	合 計
		14年	15 年	16年	17年	18年	
戸建木造住宅耐震診断士》	派遣事業	200 戸	700 戸	900 戸	220 戸	co 🗔	2 000 =
(簡易診断)		200 /	700 )-	900 /-	220 /	60 戸	2,080 戸
戸建木造住宅耐震改修計画	支援事業			400 戸	570 戸	700 戸	1,670戸
(一般診断)				400 /	570	700 )-	1,070
戸建木造住宅耐震改修工事助	戸建木造住宅耐震改修工事助成事業		_	52 戸	215 戸	248 戸	515 戸
木造共同住宅耐震診断士	棟数	_	30 棟	10 棟	15 棟	21 棟	76 棟
派遣事業	戸数	_	117 戸	45 戸	83 戸	131 戸	436 戸
分譲マンション耐震予備	棟数	_	46 棟	31 棟	24 棟	12 棟	113 棟
診断事業	戸数	_	2, 260 戸	1,639 戸	1, 186 戸	454 戸	5,539 戸

#### <参考>

○本市の住宅は、木造系住宅の比率が高く、比較的新しいものが多い。

14 大都市間で比較すると、本市の住宅は木造系住宅(木造・防火木造)の割合が最も高いほか、昭和57 年以降に建てられたものが比較的高いという特徴があります。



参考 住宅の種類及び建築時期の14大都市間比較

資料: 平成 15 年住宅·土地統計調査報告

### ②民間特定建築物の現状

<多数の者が利用する特定建築物>

病院、学校、百貨店等の多数の者が利用する、主に3階建て1,000 m<sup>2</sup>以上の特定建築物は約3,730棟あります。

このうち昭和56年以前に建てられたものが約1,150棟あり、その中の約470棟が耐震性を有しているとみられます。また、約80棟は耐震改修済みと考えられます。

昭和 57 年以降に建てられたものは約 2,580 棟あり、合わせると耐震化済み棟数は約 3,130 棟となり、耐震化率は 84%と推計されます。

表 9 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

	総数 (棟)	昭和 56 年 以前建築 (棟)	うち耐震 性を有す る(棟)(a)	うち耐震 改修済み (棟)(b)	昭和 57 年以降 建築 (棟) (c)	耐震化済み 棟数(棟) (a)+(b)+(c)	耐震化率 (%)
病院・診療所	90	30	10	2	60	72	80%
学校·体育館·幼 稚園·保育所·社 会福祉施設等	480	170	70	11	310	391	81%
百貨店、劇場、ホ テル等の多数の 者が利用する建 築物	3, 160	950	390	67	2, 210	2, 667	84%
合 計	3, 730	1, 150	470	80	2, 580	3, 130	84%

<sup>※</sup> 資料:仙台市消防局総合防災情報データ(平成19年1月現在)、定期報告台帳(平成19年3月現在)

<sup>※</sup> 民間特定建築物には、非営利法人、都市再生機構、住宅金融支援機構、公社、独立行政法人、特 殊法人等を含む。

<sup>※</sup> a=耐震診断による適合率(耐震性を有する建築物の割合。以下、同じ。)41%(国による平成16 年度末全国調査結果)×昭和56年以前特定建築物棟数

<sup>※</sup> b=耐震改修済み割合 7% (国による平成 16 年度末全国調査結果)×昭和 56 年以前特定建築物棟数

<危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物>

ガソリンスタンドや可燃物を取り扱う工場等で一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物は約690棟です。

このうち昭和56年以前に建てられたものは約280棟あり、その中の約110棟が既に耐震性を有しているとみられます。また、約20棟は耐震改修済みと考えられます。

昭和57年以降に建てられたものは約410棟あり、合わせると耐震化済み棟数は約540棟となり、耐震化率は78%と推計されます。

表 10 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の耐震化の現状

	総数 (棟)	昭和56年 以前建築 (棟)	うち耐震 性を有す る(棟) (a)	うち耐震 改修済み (棟)(b)	昭和57年 以降建築 (棟)(c)	耐震化済み 棟数 (棟) (a)+(b)+(c)	耐震化率(%)
合 計	690	280	110	20	410	540	78%

<sup>※</sup> 資料:仙台市消防局総合防災情報データ等(平成19年1月現在)

<sup>※</sup> a=耐震診断による適合率41%(国による平成16年度末全国調査結果)×昭和56年以前特定建築物 棟数

<sup>※</sup> b=耐震改修済み割合 7%(国による平成 16 年度末全国調査結果)×昭和 56 年以前特定建築物棟数

<地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物>

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する緊急輸送道路(25ページ参照)の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物は約 2,120 棟です。

このうち昭和56年以前に建てられたものが約820棟あり、その中の約340棟が既に耐震性を有するとみられます。また、約60棟は耐震改修済みと考えられます。

昭和 57 年以降に建てられたものは約 1,300 棟あり、合わせると耐震化済み棟数は約 1,700 棟となり、耐震化率は 80%と推計されます。

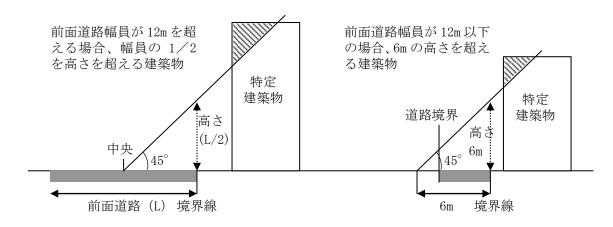


図5 特定建築物の要件 (耐震改修促進法施行令第4条)

表 11 地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物の耐震化の現状

		総数 (棟)	昭和56年 以前建築 (棟)	うち耐震 性を有す る(棟) (a)	うち耐震 改修済み (棟)(b)	昭和57年 以降建築 (棟)(c)	耐震化済み 棟数 (棟) (a)+(b)+(c)	耐震化率 (%)
合	計	2, 120	820	340	60	1, 300	1,700	80%

- ※ 資料:固定資産概要調書基礎資料(平成19年1月現在)
- ※ 1月1日時点の資料であるため、資料上で昭和57年以前の建築とされるものを新耐震基準以前、 昭和58年以降の建築とされるものを新耐震基準に基づく建築物とみなした。
- ※ 木造2階建ての住宅を除く。
- ※ a=耐震診断による適合率41%(国による平成16年度末全国調査結果)×昭和56年以前特定建築物 棟数
- ※ b=耐震改修済み割合 7% (国による平成 16 年度末全国調査結果)×昭和 56 年以前特定建築物棟数

#### <耐震改修促進法に基づく認定実績>

耐震改修促進法第 17 条に基づき耐震改修の計画を作成し、本市の認定を受け耐震改修 工事を行っているものは、平成 18 年度までに 19 件あります。

表 12 認定の実績件数(平成 19年3月末現在)

	平成 15 年度以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	合計
認定の実績件数	10 件	0件	5件	4件	19 件

資料:建築指導課

#### ③市有建築物の現状

#### <これまでの取組みの概要>

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、公共建築物も多くの被害を受け、 災害応急活動や行政サービスの提供、そしてライフラインの確保等にも大きな影響を与 えました。この先例を教訓として、災害時に防災拠点となる施設や避難、救護に必要な 施設等の耐震性の向上が急務の課題であると捉え、本市では平成7年に市長を本部長と する「防災対策連絡本部会議」を設置しました。

この会議のワーキンググループである「市有施設耐震性向上に関する検討会」は、地震災害時に災害対策本部・救護、避難施設となる施設等、用途に応じた耐震性能の目標等について検討し、平成11年11月に市有施設の耐震性能の分類・目標値等を定めました。また、平成7年度より市有建築物の耐震診断に着手し、これまでに主要な施設については耐震診断を完了しております。

平成 12 年度には、合理的な改善方策を検討するため、「市有建築物耐震化計画検討委員会」を設置し、工事費用や使用勝手、残存年数等を考慮した既存市有建築物の改善方策を定めました。

#### <耐震化の実績>

平成19年3月末現在、表2に該当する市有建築物の総数は1,543棟です。このうち昭和56年以前に建てられたものは687棟あり、その中の340棟が既に耐震性を有していることがわかりました。また、166棟が耐震改修済みとなっています。

昭和 57 年以降に建てられた 856 棟と合わせると、耐震化済み棟数は 1,362 棟となり、耐震化率は 88.2%となっています。

表 13 市有建築物の耐震化の現状(平成 19 年 3 月末現在)

	総数 (棟)	昭和 56 年以前建築 (棟)	うち耐震性 を有する (棟)(a)	うち耐震 改修済み (棟)(b)	昭和57年 以降建築 (棟)(c)	耐震化対策 済み数 (棟) (a)+(b)+(c)	耐震化率 (%)
一般市有建築物	588	189	88	28	399	515	87.5%
学校施設	484	205	22	126	279	427	88.2%
市営住宅	349	254	218	3	95	316	90.5%
公営企業	122	39	12	9	83	104	85.2%
合 計	1, 543	687	340	166	856	1, 362	88.2%

資料:各施設管理者への照会等による住環境整備課調査

# (2) 耐震化の目標

## 住宅・建築物の耐震化率の現状

(1)住宅:現状83%

(2) 民間特定建築物:現状 84%

(3) 市有建築物: 現状 88%

## 住宅・建築物の耐震化率の目標設定

(1)住宅:目標 90%以上

(2) 民間特定建築物:目標 90%以上

(3) 市有建築物:目標 100%

## ①住宅の目標

国の基本方針及び宮城県耐震改修促進計画を踏まえ、平成27年度末における耐震化率の目標を90%以上に設定します。

平成27年度末の住宅総戸数は、平成15年より約25,500戸増え、約450,300戸(1.06倍)になると推計されます。

一方で、昭和56年以前に建てられた住宅は順次建て替えられると見込まれ、その残存数は、平成5年から平成15年の統計値を基に推計すると、平成27年度末には約51,600戸となります。それ以外の約398,700戸が耐震性を満たすと推計され、このとき耐震化率は約89%となります。

平成27年度末における耐震化率の目標90%を確保するためには、耐震性を有する住宅戸数が約405,300戸に達する必要があります。このうち約398,700戸は既に耐震性を有するとみなせるため、約6,600戸の耐震化が必要と考えられます。約6,600戸のうち約800戸は、平成16~19年度に本市の助成事業を利用して耐震改修を実施していますが、本計画期間中にさらに約5,800戸の建替えや改修が必要となります。

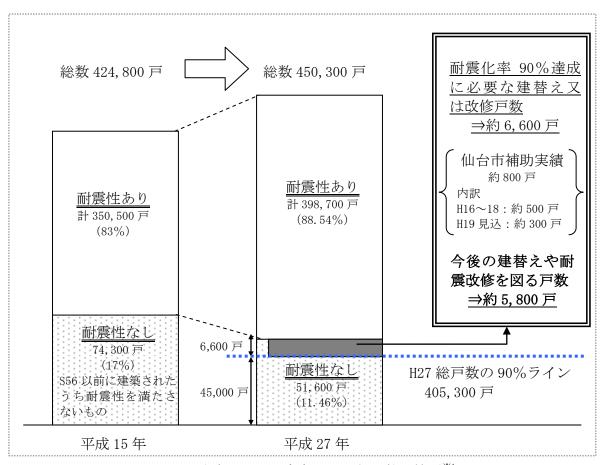


図6 耐震化の目標達成に必要な戸数の検討\*\*1

\*1 【推計について】

平成27年度末の住宅総戸数は、以下の資料を基に推計した。

昭和56年以前建築のうち耐震性を有する住宅数は、国の示す全国の耐震適合率により木造住宅は12%、共同住宅等76%として推計した。

資料:・日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成17年8月推計 国立社会保障・人口問題研究所)

<sup>・</sup>宮城県人口推移調査(平成18年)第8表

<sup>·</sup> 国勢調査 (平成 2, 7, 12, 17 年)

<sup>・</sup>住宅・土地統計調査 (平成 5, 10, 15 年)

<sup>·</sup>仙台市統計書(平成18年)

#### ②民間特定建築物の目標

#### <多数の者が利用する特定建築物>

住宅の目標設定と同様に、国の基本方針及び宮城県耐震改修促進計画を踏まえ、平成 27 年度末における耐震化率の目標を 90%以上に設定します。

現状における民間特定建築物の総数は約3,730棟あり、そのうち昭和56年以前に建てられたと考えられる建築物数は約1,150棟、その中で耐震性を有しない建築物は約600棟と推計されます。

平成 27 年度末における民間特定建築物の総数は、平成 19 年の 1.08 倍\*1 の約 4,030 棟まで増えると推計されます。

一方、耐震性を有しない民間特定建築物は、年間約 0.5%\*2ずつ除却されるとみなせるため、約 600 棟から約 580 棟に減少すると考えられます。耐震性を有する民間特定建築物は約 3,450 棟となり、このときの耐震化率は約 86%になります。目標とする耐震化率 90%を達成するため、計画期間中に約 180 棟の建替えや耐震改修が必要となります。

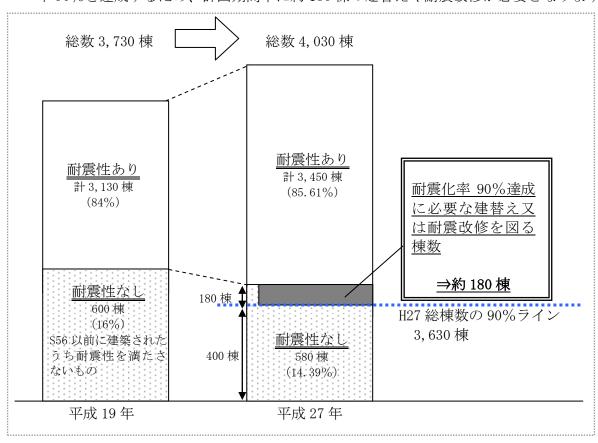


図7 耐震化の目標達成に必要な棟数の検討

-

<sup>\*\*1 【1.08</sup>倍】

<sup>(</sup>財)日本エネルギー経済研究所の建築物ストック量と建築統計年報の用途別規模別着工数をもとに国で推計した値。平成16年から平成27年にかけて11%増加するとされるため、一年当たり1%の増加率である。

したがって、平成19年から平成27年にかけては8%程度増加すると考えられる。

<sup>\*\*2 【</sup>除却率 0.5%】

国の特定建築物の耐震化率の推計において、平成 16 年から平成 27 年までに約 36 万棟のうち約 2 万棟が滅失するとされている。ここから推計すると、1 年当たりの除却率は、2 万棟/36 万棟÷11 年=0.5%程度となる。したがって、平成 19 年から平成 27 年にかけては 4%程度減少すると考えられる。

<危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物及び地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物> 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物及び地震によって倒壊した場合において、 その敷地に接する緊急輸送道路(25ページ参照)の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難 を困難とするおそれがある特定建築物については、該当建築物の所有者等の取組みをで きる限り支援するため、啓発や知識の普及、情報提供等を行うことにより、耐震化を促 進します。

#### ③市有建築物の目標

平成19年3月末現在、本市が所有する2階建て以上又は床面積が200㎡以上の非木造建築物及び多数の者が利用する保育所や児童館等の木造建築物の耐震化率は、表13に示すとおり約88%となっています。未対策の建築物については、平成22年度までの「仙台市実施計画」に基づき、計画的に耐震化を推進します。

多くの公共建築物等が災害時には応急活動の拠点として活用されます。このため、市有建築物については、平常時の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性確保が求められるとの認識のもと、計画的に耐震化の推進に取り組み、平成27年度末までの耐震化率の目標値を100%とします。

表 14 市有建築物の耐震化の目標

Section 14 (14) College of Hadyself of the Material College of the Material Co						
	耐震化率(%)					
	平成 22 年度末まで	平成 27 年度末まで				
一般市有建築物	95%					
学校施設	99%	100%				
市営住宅	97%	100 76				
公営企業	86%					
合 計	96%	100%				



# 耐震診断及び耐震改修促進のための施策

# (1) 耐震診断及び耐震改修促進の基本方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物等の所有者等が、地震 防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市は国や県とともに、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすくするため、負担軽減の制度の構築や環境の整備等の必要な施策を講じ、耐震改修の促進に取り組みます。

# (2) 支援策の概要

#### ①助成事業

地震に強い安全な街づくりを目指すため、昭和56年以前に建てられた一定の条件を満たす戸建木造住宅、木造共同住宅、分譲マンションを対象として、その所有者等が耐震診断を一部負担することで実施できるよう支援します。

さらに、耐震診断の結果、基準を下回る戸建住宅や分譲マンションの耐震補強工事を 行う所有者等に対し、改修工事費の一部を助成するとともに、緊急輸送道路の沿道の建 築物については、優先的に耐震化を進める路線を定め、耐震診断を行う所有者等に対し、 助成制度を設け、順次耐震化の促進に努めます。

また、耐震診断が義務化された大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する建築物)を対象として、その所有者に対し耐震診断費用と耐震改修費用の一部を助成するほか、建築基準法施行令の改正に伴い集会場等の不特定多数の者が利用する建築物で天井の構造が既存不適格になるものを対象に、天井改修費用の一部を助成する制度を設けることにより、より一層耐震化を促進します。

今後も、より効果的、効率的な支援を実施できるよう、事業制度の拡充や新しい制度 等の検討を行い、計画的に事業を進めます。

(住環境整備課、建築指導課、区役所街並み形成課)

#### ②支援事業

#### ■木造住宅耐震化支援事業

木造住宅の耐震診断士派遣事業等において診断後の結果報告を受けた市民の相談に対し、建築士による助言等を行います。また、耐震化に対する市民の様々な相談に応じます。

#### ■マンション管理等の支援事業

本市における分譲マンションの住宅総数に占める割合は高まってきており、市民生活 に欠かせないものとなってきています。

本市は、分譲マンションの管理のあり方や長期修繕計画の立て方を助言するとともに、

昭和56年以前に建てられた分譲マンションの耐震診断や耐震改修が促進されるよう、関係団体との連携を図りながら支援します。

(住環境整備課、区役所街並み形成課)

# (3)環境の整備

#### ①専門家の資質と技術の向上

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、業務に携わる専門家が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましいと考えられます。そのため、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めます。

宮城県及び本市では、木造住宅の耐震改修工事の円滑かつ適正な実施を図るため、平成 15・16 年度に施工者や設計者、工事監理者を対象とした「みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者」の養成講習会を実施しました。その受講者を養成講習会受講修了登録者リストに記載し、宮城県のホームページ\*1上で公開します。

(住環境整備課)

#### ②相談体制の整備

既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する相談は、都市整備局住環境部住環境整備課、 建築指導課及び各区街並み形成課において実施します。

相談にあたっては、建築関係団体等と連携し、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報等について、情報提供の充実を図ります。

(住環境整備課、建築指導課、区役所街並み形成課)

#### ③特定優良賃貸住宅<sup>\*2</sup>の空家活用

耐震改修工事期間中の仮住居を確保できないことが、住宅の耐震改修を実施する上での障害の一つとなっています。このため、仮住居として特定優良賃貸住宅の空家を活用できるよう検討します。

(住環境整備課)

<特定優良賃貸住宅に入居できる要件\*3>

- 対象者は、耐震改修促進法第17条第3項の規定により認定を受けた耐震改修を行う 住居に入居している者。
- 賃貸期間は2年を上限とし、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約であること。

http://www.pref.miyagi.jp/kenan/taisin/sekougijutusya.html

良質(一戸当たりの専有面積 65 ㎡以上、駐車場全戸分完備、玄関・浴室・トイレへの手すり設置や床の段差解消等のバリアフリー化等)な民間賃貸住宅を、中堅所得ファミリー世帯層に供給することを目的にした制度。

本市が管理する特定優良賃貸住宅は平成24年3月で終了。

<sup>\*1 【</sup>宮城県ホームページ URL】

<sup>※2 【</sup>特定優良賃貸住宅】

<sup>※3 【</sup>特定優良賃貸住宅に入居できる要件】

#### 4)耐震改修済ステッカーの交付

適切な水準での耐震改修工事の普及促進を図るため、本市の助成制度を活用して耐震 改修工事を実施した建築物の所有者に対し、市が耐震改修済ステッカーを交付します。 (住環境整備課)

# (4)総合的な安全対策

#### ①ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年に発生した宮城県沖地震では県内で27名の尊い命が失われました。そのうちブロック塀や石塀、門柱の倒壊で16名が亡くなっています。その教訓から、本市では、指定避難所に至る公道やスクールゾーンの調査を順次拡大し安全対策を進めています。現在、市内全域にある公道やスクールゾーンに面する敷地のブロック塀等調査を終了し、特に危険なブロック塀等と判定された所有者等に通知し、その改善に努めております。改善の促進を図るため、特に危険なブロック塀等を撤去する場合、その費用の一部を助成します。

ブロック塀の倒壊による危険性や安全性に関する基準等については、ホームページへの掲載やパンフレット等の配布を通じ市民に周知を図ります。

また、新たに設置されるブロック塀等の安全性が確保されるよう、建築物の新築や増築の完了届の機会を捉え、建築主に「ブロック塀等設置計画・工事状況報告書」の提出を義務付け、構造基準の遵守を求めます。

(住環境整備課、建築指導課、区役所街並み形成課)

#### ②落下物防止対策

近年の都市を襲う地震では、必ずといっていいほど窓ガラス、外壁等の落下物による被害が生じています。また、高層ビル、マンション、大規模空間建築物が集積している本市においては、窓ガラス、外壁等の落下及び大規模空間建築物のつり天井の崩落の危険が予想されます。

地震時の落下物による人身事故の発生を防止するため、落下の危険が予想される次の 建築物については、国土交通省の定めるところにより、調査してきたところですが、今 後も立入調査や定期調査報告時の機会を捉え、適切な管理の徹底を促すとともに、落下 のおそれがあるものについては、改善指導を実施します。

なお、天井の崩落防止対策対象建築物で、新たに建築されるものについては、中間検査を行います。

(建築指導課、区役所街並み形成課)

#### ア. 窓ガラスの飛散防止対策対象建築物

都市計画法に基づく商業地域において、地階を除く階数が3以上であり、昭和54年3月31日以前に着工された建築物

#### イ. 外壁タイル等の落下防止対策対象建築物

都市計画法に基づく商業地域において、地階を除く階数が3以上であり、竣工後お

おむね 10 年以上経過したもので、傾斜した外壁部分にタイル等を使用しており、落下 した場合、危害を与えるおそれのある建築物

#### ウ. 天井の崩落防止対策対象建築物

- ・建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井を有する建築物
- ・体育館、屋内プール、劇場、ホール、ターミナル、展示場等の用途で500 m以上の大規模空間を有し、天井ふところが1.5m以上のつり天井を有する建築物

#### 工. 屋外広告物の落下防止対策対象建築物

都市計画法に基づく商業地域において、屋外広告物が取り付く、地階を除く階数が 3以上、竣工後おおむね10年以上経過した建築物

# ③エレベーターの安全対策

「エレベーターの地震防災対策の推進について」(平成 18 年 4 月 18 日、社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会)の「3. 早急に講ずべき施策」に記載される事項が示されていることや、近年の事故の状況を踏まえ、エレベーター関係団体等と連携し、安全対策の実施に向けた検討を行います。

エレベーターの安全対策については、建築基準法第 12 条第 3 項に基づきエレベーターの所有者等に対して、定期的に一級建築士や二級建築士、昇降機検査資格者に検査や損傷、腐食その他の状況を点検させ、報告を求めており、今後も徹底します。

(建築指導課)

#### 4)老朽危険家屋対策

老朽危険家屋は、地震等により倒壊する恐れがあり、周辺に及ぼす影響が大きいことから、本市では平成16年度より老朽危険家屋(廃屋)の現地調査を行い、必要に応じて建築物の所有者に対して適正な維持管理に努めるよう改善指導等を行っております。

(建築指導課、区役所街並み形成課)

#### ⑤屋内避難路の確保

安心して生活できる空間を確保し、建築物に関連する防災知識や防災関係法令・制度の周知を図り、建築物の安全性を確保するため、小規模雑居ビル等の不特定多数の人々が利用する建築物の立入調査や、既存建築物の防災査察を毎年2回実施しています。この機会を捉え、地震が発生した場合に安全な屋内避難路を確保するため、建築物の所有者又は管理者に対し、廊下や非常階段等の適切な維持・管理について指導します。

(建築指導課、区役所街並み形成課)

# (5) 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

## ①地震時に通行を確保すべき道路

「宮城県耐震改修促進計画」では、地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸 施設の復旧等の応急対策活動を実施するため、「宮城県地域防災計画」における「緊急輸 送道路」を地震時に通行を確保すべき道路に位置づけ、当該道路沿道の建築物の耐震化 を促進すべきものとして指定しております。

本計画においては、「仙台市地域防災計画」に定める緊急輸送道路のうち、「宮城県耐 震改修促進計画」で指定された本市内にある路線(図8)を耐震改修促進法第14条第3 号の道路として位置づけます。

緊急輸送道路ネットワーク計画図 (凡例) 防災拠点: 拠点種類 ■ 県庁舎 ● 地方生活圏中心都市等庁舎(1次) ・市区可任心師中で行き(1次)
・市区可托庁舎
・地方公共団体その他拠点
・指定行改援関/指定地方行政機関
・指定公共機関/指定地方公共機関
・自衛隊
・投援物資等の備蓄拠点又は集積拠点(1次)
・放援物資等の備蓄拠点又は集積拠点(2次、3次)
・災害医療拠点 緊急輸送道路: 道路区分 緊急輸送道路(1次 高速道路) 緊急輸送道路(1次) 緊急輸送道路(2次) 緊急輸送道路(3次) 宮城野区 《宮城県が指定する緊急輸送道路》 ■・・・第1次緊急輸送道路 ■・・・第2次緊急輸送道路 …第3次緊急輸送道路

(平成19年3月現在)

耐震改修促進法第14条第3号の道路(抜粋) 図8

#### ②優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき緊急輸送道路

耐震改修促進法第14条第3号の道路として位置づけられた路線のうち、主要な防災拠点(仙台市役所、JR仙台駅、仙台市消防局、仙台市立病院等)を効率的に連絡する道路については、優先的に沿道建築物の耐震化を促進します。

#### ③その他地震時に通行を確保すべき避難路

耐震改修促進法第14条第3号の道路としては位置づけないが、地震時における多数の者の円滑な通行を確保すべき避難路として別表に位置づけるものについては、沿道建築物の耐震化を促進します。

#### ④地震時に閉塞するおそれがある道路の調査

市内には、幅員の狭い道路が多数混在しております。これらの道路は地震時に倒壊した建築物により閉塞され避難路等としての機能を失う可能性が高いと想定されることから、これらを一元的に把握する調査を実施します。

(建築指導課)

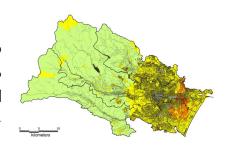
# 啓発及び知識の普及

# (1)情報の提供

## ①地震ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図 (地震ハザードマップ) を作成し、ホームページで公表します。

(住環境整備課、消防局防災安全課)



地震ハザードマップの例 (地震揺れやすさマップ)

#### ② パンフレット等の配布

耐震診断・耐震改修に関する各種事業パンフレット等を関係部署の窓口に備え相談の際に配布説明するほか、防災・防火フェスティバルや各種説明会等の機会を捉え広く市民に配布し、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。

(住環境整備課、区役所街並み形成課、消防局防災安全課)

配布パンフレットの例

#### ③ 各種イベントの活用

セミナー、講習会、防災・防火フェスティバル等のイベント開催時において地震体験車「ぐらら」等による地震体験や耐震改修工事現場の見学会開催等により、既存建築物の耐震診断・耐震 改修の重要性について普及・啓発を行います。

(住環境整備課、区役所街並み形成課、消防局防災安全課)

#### ④定期報告制度の活用

建築基準法第12条第1項では、一定条件の建築物は、火災等の災害時に適切に機能できるよう維持管理が適切に行われているか資格者に調査させ、定期的に報告することを求めています。

本市では、定期報告制度を活用し、報告を受けた場合、維持保全状況について審査を 行い必要に応じて審査結果通知書を送付していますが、その際、昭和 56 年以前に建てら れた建築物の所有者や管理者等に対し、耐震診断・耐震改修に関する各種パンフレット 等を活用し、耐震性の向上のための啓発・指導を行います。

(建築指導課)

#### ⑤融資制度、税の特例措置及び地震保険

耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、融資制度や税の特例 措置が設けられています。

また、地震保険の保険料は、建築年又は耐震性能により10%~30%割引される制度があります。本市では、市の助成制度を活用し、耐震改修を実施した所有者が地震保険に加入する際、この割引制度が受けられるよう証明書の交付を行っています。

本市は、耐震改修工事が円滑に進むよう、融資制度や税の特例措置及び融資制度の活用の PR に努めます。

# (2) 多様な主体による取組みの支援

#### ①地域等への取組み支援

地域住民主体の地震防災対策に関する取組みを支援するため、市政出前講座、地域懇談会及び防災訓練等の機会に職員を派遣し、耐震診断・耐震改修に係る情報提供等を行います。

また、消防局と連携し、婦人防火クラブ等を通じて、既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を行います。

(住環境整備課、区役所街並み形成課)

#### ②リフォームに合わせた耐震改修の誘導

中古住宅の流通に合わせてリフォームが行われることが多いため、不動産団体や関係団体等と連携し、リフォームに合わせた耐震改修の周知を行います。

(住環境整備課)

#### ④ 家具の転倒防止等

家具等の転倒による被害を軽減するため、所有者等に家具の固定方法等についてパンフレットの作成、配布等を通じて普及・啓発を行います。

(消防局防災安全課)

#### 4)自動販売機の転倒防止等

市内で屋外に設置されている自動販売機のうち、13地区の2,993台について調査した結果、緊急的改善が求められるものが約40%ありました。このため、本市では自動販売機メーカーや清涼飲料、たばこ製造販売関係団体、たばこ、酒類販売の小売団体に対して、改善について要請しました。

なお、自動販売機関係団体では、業界独自の新たな統一据付基準を策定中であり、既 設の自動販売機の据付安全性の向上にも取り組んでいます。

(消防局防災安全課)

# 特定既存耐震不適格建築物耐震化の指導・助言等

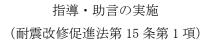
本市は、特定既存耐震不適格建築物の台帳を整備し、その所有者に対し、耐震診断・耐震改修の実施が必要と認めた場合、必要な指導・助言等を行います。

(建築指導課)

# 所有者の努力 (耐震改修促進法第 14 条)



特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければなりません。





特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、 耐震診断・改修の実施の必要性等について指導・ 助言を行います。

# 指示の実施 (耐震改修促進法第 15 条第 2 項)



特定既存耐震不適格建築物の所有者が、必要な耐震診断・耐震改修を行っていないときは、指示を行う場合があります。(指示対象となる規模要件に該当する特定既存耐震不適格建築物に限ります。表3を参照。)

# 公表の実施 (耐震改修促進法第 15 条第 3 項)



指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有 者が、正当な理由が無くその指示に従わないとき は、その旨を公表する場合があります。

除却、改築、修繕の勧告・命令 (建築基準法第 10 条)

特定既存耐震不適格建築物が著しく保安上危険な状態のときは、除却、改築、修繕の勧告・命令を行う場合があります。



# その他の関連事項

# (1)関係団体との連携

宮城県建築物等地震対策推進協議会<sup>※1</sup>を通じ、近い将来発生すると予想されている大地震に向けて、建築物の耐震化等に学識経験者、県、他の市町村、建築関係団体とともに連携して取り組みます。

宮城県建築物等地震対策推進協議会は、中学生及び高校生を対象とし、地震の発生メカニズムや過去の建築物の地震被害状況、木造住宅の簡易診断方法等を学習し、耐震診断の重要性を教えるとともに、この知識を地域防災活動に役立てて欲しいことを教えることを内容とする「みやぎ方式による地震防災教育プログラム」として「世代継続する地震に強いまちづくり」を開発しています。本市は県や他の市町村とともに、この教育プログラムを活用し、中学校及び高等学校における地震防災教育を推進するよう努めます。

また、マンションに関連する団体、専門家団体、行政等が相互に連携・支援する「マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎ」を活用し、分譲マンションの耐震診断や耐震性に関する適正な維持管理を支援します。

(住環境整備課、建築指導課)

# (2) 被災建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制整備

本市では、大地震が発生した場合、被災建築物及び宅地の危険性等を応急的に判定する応急危険度判定を実施するため、仙台市被災建築物宅地危険度判定実施要綱を定めております。今後は大規模地震を想定した訓練等を実施し、震災時に備えます。

(建築指導課、開発調整課、区役所街並み形成課)

<sup>\*\*1 【</sup>宮城県建築物等地震対策推進協議会】

平成17年6月発足。近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建物の早期復旧等地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して官民一体となって取り組むことを目的に結成された。